

令和4年12月23日
松山河川国道事務所

国道56号 除雪作業における通行止め について

緊急車両の通行を確保するため、国道56号愛媛県伊予市中山町中山地先～愛媛県伊予市大平地先間の「通行止め」（予防的通行規制区間）を行い除雪作業を行います。

【資料－1参照】

1. 通行止め日時 **令和4年12月23日（金）13:00～**
（解除予定は未定）
2. 通行止め場所 国道56号 愛媛県中山町中山地先～
愛媛県伊予市中大平地先
約11.1km
3. 作業内容 除雪及び凍結防止剤の散布

国土交通省松山河川国道事務所では、冬期の道路交通の安全確保のため、24時間体制で積雪や路面凍結に対応する「雪氷対策」（除雪や凍結防止剤散布等）を行っています。立ち往生車両が発生する可能性がある峠部などの勾配が急な区間等をあらかじめ「予防的通行規制区間」として指定するなど、より一層の降雪時の安全確保に努めているところです。

大雪時に大規模な立ち往生車両の発生を防止するために、高速道路と並行する国道について、計画的に同時通行止めを行う可能性があります。

【資料－2参照】

4. 迂回路 国道378号

【資料－3参照】

問い合わせ先：四国地方整備局 松山河川国道事務所 電話：089-972-0034（代表）

副所長（道路）： きのした 木下 けんすけ 賢祐

◎ 道路管理第一課長： やの 矢野 たかし 峰

◎：主な問い合わせ先

◆ 予防的通行規制区間概要

四国地方整備局管内では、立ち往生車両が発生する可能性がある峠部などの勾配が急な区間等をあらかじめ「予防的通行規制区間」として指定しています。

同区間では、「大型車等の立ち往生が発生」、もしくは、「大規模な立ち往生の発生のおそれがある場合」には、警察と連携のうえ、早い段階で通行止め措置を行い、除排雪作業及び立ち往生車両の移動を集中的に実施することにより、迅速に交通を確保するように努めているところです。

松山河川国道事務所管内の予防的通行規制区間



この地図は、国土地理院の地理院地図に加筆したものである。

国道名	大雪による予防的通行規制区間		担当出張所
11号	さくらさんり 桜三里 愛媛県西条市丹原町志川地先～同県東温市河之内地先	L=10.3km	西条国道維持出張所 0897-56-1264
			松山第一国道維持出張所 089-956-0326
33号	みさかとうげ 三坂峠 愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神地先～同県伊予郡砥部町千足地先	L=13.1km	松山第一国道維持出張所 089-956-0326
192号	かわたき いけだ 川滝～池田地区 愛媛県四国中央市川滝町下山地先～徳島県三好市池田町白地地先	松山管内 L=6.1km 全体 (L=16.9km)	西条国道維持出張所 0897-56-1264
			池田国道維持出張所 0883-72-2177
56号	いぬよせとうげ 犬寄峠 愛媛県伊予市中山町中山地先～同県伊予市大平地先	L=11.1km	松山第二国道維持出張所 089-978-2382

PCやスマホで事前に国道の天候や路面状況等の確認

◎四国地方整備局カメラ画像一覧

四国内の国が管理する国道の主要箇所のカメラ画像が、各県ごとに一覧で見えます。山間部の国道で運転中に急な降雪、この先の積雪状況は？そんなときに便利です。
※冬用タイヤ未装着・タイヤチェーン未携行や運転に自信が無いときには、引き返す勇気も必要です。

https://www.skr.mlit.go.jp/road/camera/cam_list.html



冬期の山間部の天気は急変することがあります。現地に着くと積雪していることもありますのでカメラ映像はあくまでも参考としてご利用ください。



◎【雪道情報】Twitterで発信中！！

松山河川国道事務所では、管理する愛媛県(東予・中予)の国道11号、33号、56号、192号、196号、三坂道路、松山外環状道路の冬期における降雪や積雪等の情報をTwitter(@mlit_matukakoku)で**発信中！！**



●道路の異状を発見したら、道路緊急ダイヤルへお知らせください。#9910(24時間受付・無料)

高速道路と国道が同時通行止めとなる可能性があります。

資料-2

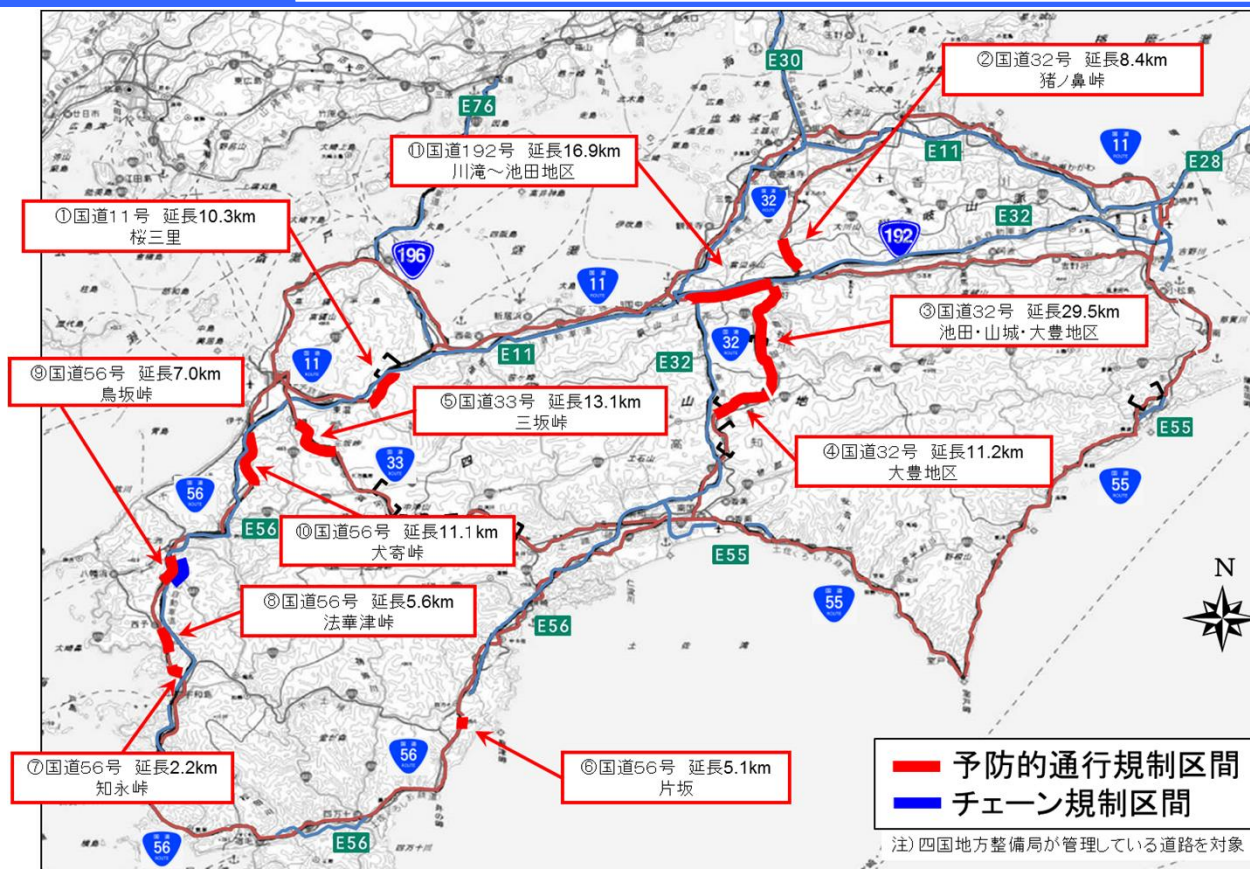
- 大雪時に大規模な立ち往生車両の発生を防止するために、高速道路と平行する国道について、**計画的に同時通行止めを行う可能性があります。**
- 大雪時は外出をお控えいただき、やむを得ず車で移動する際は、**冬用タイヤの装着やチェーンの携行**をしていただくとともに、**最新の道路・気象情報のご確認**をお願いします。

予防的通行規制区間とは

国が管理する道路において、大雪時に急な上り坂で大型車が立ち往生しやすい場所等を選定し、集中的・効率的に優先して除雪を行う区間をいいます。

チェーン規制区間とは

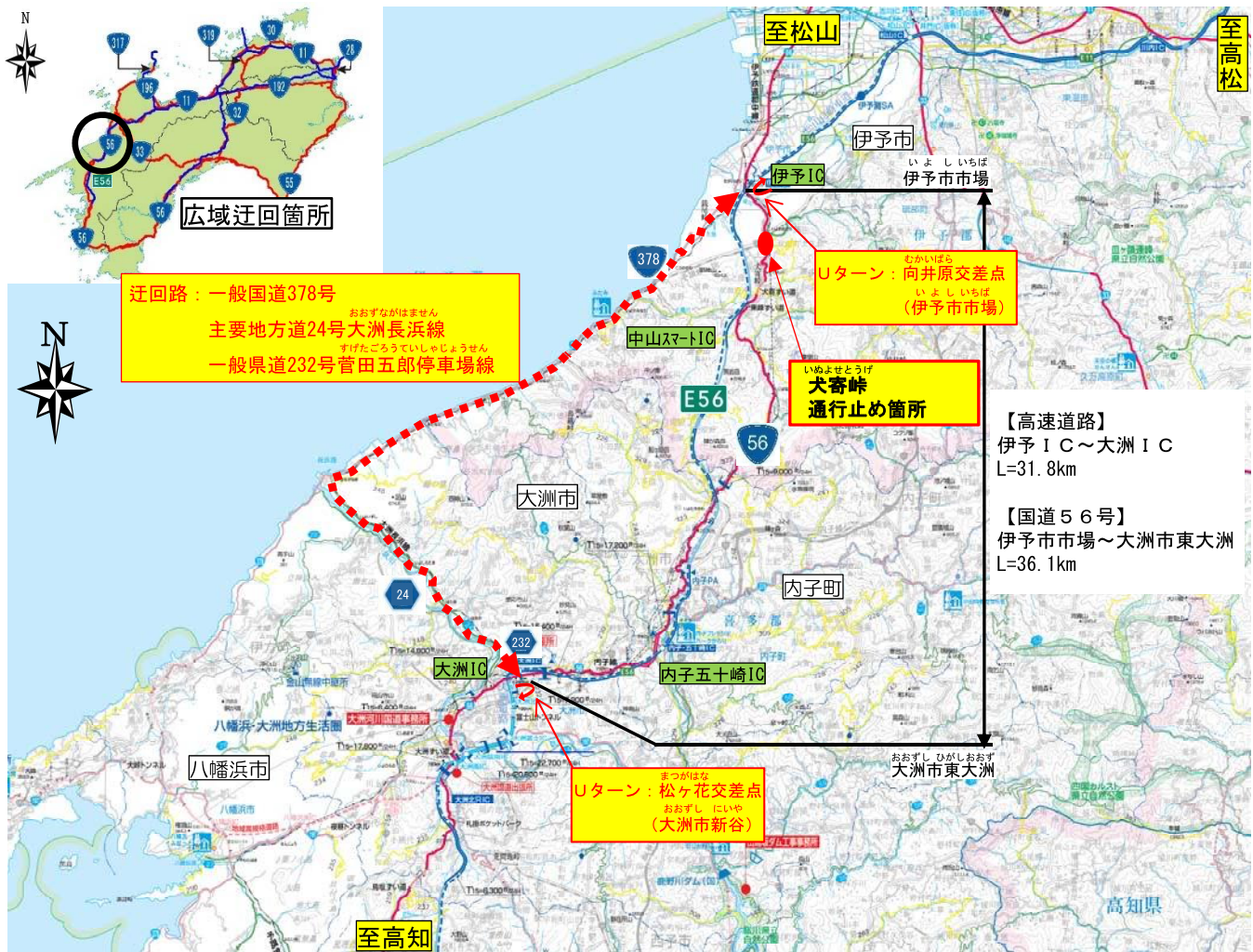
大雪特別警報等が発表され、冬用タイヤでの走行が困難な路面状況になった場合に、従来であれば通行止めとなる状況において、タイヤチェーン装着車の走行を可能とする区間をいいます。



通行止めによる広域迂回について

● 通行止め区間：愛媛県伊予市中山町中山～伊予市大平 L=11.1km

資料-3



【起点部迂回箇所・Uターン箇所】



【終点部迂回箇所・Uターン箇所】

